

新

旧

新旧対照表

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和2年9月
長野市

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成26年9月
長野市

新	旧
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 P 1</p> <p>1 <u>今後の農業の基本的な方向</u></p> <p>2 <u>効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保</u></p> <p>3 <u>新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保</u></p> <p>4 <u>地域農業のあり方</u></p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 P 1.2</p> <p>1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</p> <p>2 農業経営の指標</p> <p>第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 P 1.6</p> <p>1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</p> <p>2 農業経営の指標（新規就農計画）</p> <p>第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 P 1.8</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>2 農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 P 2.0</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p> <p>2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項</p> <p>3 <u>農地利用集積円滑化事業に関する事項</u></p> <p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>5 農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</p> <p>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 P 1</p> <p>1 <u>長野市農業の現状と振興方針</u></p> <p>2 <u>農業構造の実態と課題</u></p> <p>3 <u>育成すべき農業経営の目標</u></p> <p>4 <u>農業経営基盤強化の方向</u></p> <p>5 <u>新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成</u></p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 P 1.1</p> <p>1 <u>経営体の所得目標</u></p> <p>2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</p> <p>3 農業経営指標</p> <p>第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 P 1.5</p> <p>1 <u>経営体の所得目標</u></p> <p>2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様</p> <p>3 農業経営指標（新規就農計画）</p> <p>第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 P 1.7</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>2 農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 P 1.9</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p> <p>2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項</p> <p>3 <u>農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</u></p> <p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>5 農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</p> <p>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p>

新	旧
(削除)	<u>第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項</u> <u>P 33</u>
	<u>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</u> <u>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</u> <u>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</u>
<u>第5 その他</u> <u>P 34</u>	<u>第6 その他</u> <u>P 39</u>
別紙1 (第4の1 (1) カ関係) <u>P 35</u>	別紙1 (第4の1 (1) カ関係) <u>P 40</u>
別紙2 (第4の1 (2) カ関係) <u>P 37</u>	別紙2 (第4の1 (2) カ関係) <u>P 42</u>

新	旧																		
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 今後の農業の基本的な方向</p> <p>本市の農業は、善光寺平・川中島平、また、千曲川沿岸の肥沃な平坦地から標高 1,000 m 級の高冷地に及ぶ広大な耕地で展開されており、恵まれた自然条件と都市近郊型の利点を生かし、大都市圏及び市民や周辺地域に食料を供給する重要な役割を果たし発展してきました。</p> <p>本市では、変化に富んだ地形と自然条件を巧みに活かし、果樹、きのこ、野菜、園芸作物等、バラエティーに富んだ農業生産が行われています。特に果樹は多品目が生産されており、中でもりんご、ぶどう、ももの生産量が<u>多くなっています。</u></p> <p><u>しかしながら、農林業センサスにおける農業構造の変化が示すとおり、経営耕地面積と農家数は1割程度減少するとともに販売農家の農業就業人口に占める65歳以上の割合が1.5倍になるなど、厳しい状況となっています。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">2010 農林業センサス</th> <th style="text-align: center;">2015 農林業センサス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営耕地面積（総農家）</td> <td style="text-align: center;">5,500ha</td> <td style="text-align: center;">4,780ha</td> </tr> <tr> <td>農家数</td> <td style="text-align: center;">13,000 戸</td> <td style="text-align: center;">11,782 戸</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの経営耕地面積</td> <td style="text-align: center;">42a</td> <td style="text-align: center;">40a</td> </tr> <tr> <td>販売農家の農業就業人口</td> <td style="text-align: center;">11,000 人</td> <td style="text-align: center;">8,748 人</td> </tr> <tr> <td>うち65歳以上の割合</td> <td style="text-align: center;">48%</td> <td style="text-align: center;">75%</td> </tr> </tbody> </table> <p>このような中、本市においては平成 29 年 2 月に「三実一体で実現する力強い長野市農業」を将来像とする長野市農業振興アクションプランを策定し、同年 4 月より運用を開始しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">(アクションプランに定めた本市農業の将来像)</p> <p style="text-align: center;">三実一体で実現する力強い長野市農業</p> <p style="text-align: center;">「実り1」未来につなぐ！ 豊かな大地に根差した 誇りある農業</p> <p style="text-align: center;">「実り2」魅力アップ！ 新たな発想に基づき 発展する農業</p> <p style="text-align: center;">「実り3」みんなが主役！ 市民が共に支え育む 人をつなぐ農業</p> </div> <p>本市農業の将来像を実現するため、認定農業者など中心的な担い手を育成するとともに、定年帰農者、農業に参入する企業など新たな担い手の確保や兼業・自給的農家など多様な担い手の育成を通じて、農地の有効利用を推進します。</p> <p>なお、人・農地プランに位置付けられている中心経営体に対しては、農業生産基盤の強化を図るため、積極的に農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を推進します。</p> <p>また、主力である果樹を中心に、地域特性を活かした多品目の農産物の生産と、販売力の強化を促進するとともに、地産地消の取組みや中山間地域における農家民泊事業、農業体験を取り入れた都市生活者との交流事業などを通じて農業・農村に対する市民の</p>	項 目	2010 農林業センサス	2015 農林業センサス	経営耕地面積（総農家）	5,500ha	4,780ha	農家数	13,000 戸	11,782 戸	1戸当たりの経営耕地面積	42a	40a	販売農家の農業就業人口	11,000 人	8,748 人	うち65歳以上の割合	48%	75%	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 長野市農業の現状と振興方針</p> <p>本市の農業は、善光寺平・川中島平、また、千曲川沿岸の肥沃な平坦地から標高 1,000 m 級の高冷地に及ぶ広大な耕地で展開されており、恵まれた自然条件と都市近郊型の利点を生かし、大都市圏及び市民や周辺地域に食料を供給する重要な役割を果たし発展してきた。</p> <p>本市では、変化に富んだ地形と自然条件を巧みに活かし、果樹、きのこ、野菜、園芸作物等、バラエティーに富んだ農業生産が行われている。特に果樹は多品目が生産されており、中でもりんご、ぶどう、ももの生産量が<u>多い。</u></p> <p><u>2010 年農林業センサスでは、農業構造から見ると、経営耕地面積（総農家）は 5,500 ha 余であり、販売農家における利用状況は樹園地が 43%、畑が 26%、水田が 31%を占めている。</u></p> <p><u>農家数は 13,000 戸余だが、自給的農家が半数を占め、専業農家は 15%にすぎない。また、1戸当たりの経営耕地の平均は 42 a である。販売農家の農業就業人口は 11,000 人余だが、その 48%を 65 歳以上が占めている。</u></p> <p><u>これらの状態が示すとおり、本市の農業も国・県と同様に、農業就業人口の減少・高齢化及び農地面積の減少により活力が低下しており、特に、地理的・地形的に不利な立地条件にある中山間地域においてこの傾向が顕著に見られる。</u></p> <p><u>産業としての農業・農村の自立を促進するため、今後は地域の合意に基づき作成される「人・農地プラン」等により明確化された農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下法という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）を主体とした担い手経営体（中心経営体）と兼業・高齢農家等が相互に営農を保管し合い、持続的な農業生産の展開を可能にする仕組み、すなわち、地域経営による集落営農システムの構築による地域農業構造の再編成を進めるとともに、関係機関・団体との連携により多様な担い手の育成、果樹・野菜を中心に地域の特色を生かした環境にやさしい農業や減化学肥料・減農薬栽培農業等消費者ニーズにあった生産とともに、地産地消を推進し、農業生産者と消費者・流通加工事業者や観光関連事業者等多様な業種との連携を促進して、常にマーケットの拡大に努め、個性ある都市近郊型農業の振興を図るものとする。</u></p> <p><u>また、中山間地域においては市民農園、農家民宿、山村留学等による都市生活者との交流促進、農業体験を取り入れた交流事業の促進、農業集落排水による農村の生活環境整備等、魅力ある農村の建設を進めるものとする。</u></p>
項 目	2010 農林業センサス	2015 農林業センサス																	
経営耕地面積（総農家）	5,500ha	4,780ha																	
農家数	13,000 戸	11,782 戸																	
1戸当たりの経営耕地面積	42a	40a																	
販売農家の農業就業人口	11,000 人	8,748 人																	
うち65歳以上の割合	48%	75%																	

新	旧
<p><u>理解を促進し、すべての市民が長野市農業の応援隊となることを目指します。</u></p> <p>(1) 農家と農業者</p> <p><u>農家と農業者の動向については、販売農家のうち、平成 27 年の兼業農家は、3,153 戸で、平成 7 年と比べ 63%減少しています。平成 27 年の専業農家は、2007 戸で概ね一定で推移していますが、農業従事者の高齢化及び後継者不足が深刻化しています。</u></p> <p><u>これらに対応するため、人・農地プランの実質化を通じて、本市農業の中心を担う中心経営体の育成や経営体を担う人材としての新規就農者の確保とともに、営農組織等を育成し、多様な担い手へ農地を集積・集約することで農地等の資源の有効活用と農業生産の維持・拡大を図る必要があります。</u></p> <p><u>人・農地プランの実質化に当たっては、実質化の要件であるアンケートを実施し、アンケートに基づいて地域の現況を地図上で見える化したものを活用して、将来の地域農業のあり方を地域の徹底した話し合いで決定することで、人・農地プランの実効性を高める取組みを進めます。</u></p> <p>(2) 農用地（農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地）</p> <p>農用地については、都市的土地利用への転換、中山間地域における遊休農地の増加等により減少傾向にあり、小規模かつ不整形な区画の農用地が多く、<u>規模拡大や機械化による生産性の向上の阻害要因となっています。</u></p> <p>このため、農業振興地域整備計画を見直し、<u>今後とも農業の振興を図るべき地域を明確化し、秩序ある土地利用を図るとともに、地域の実情にあった各種の土地基盤整備事業の導入により生産性を向上させ、</u>さらに遊休農地の実態把握に努め、遊休農地の再生と利活用を図っていく必要が<u>あります。</u></p>	<p>2 農業構造の実態と課題</p> <p>(1) 農家と農業者</p> <p><u>長野市の農業構造のうち、農家と農業者の動向については、昭和 30 年代後半以降の高度経済成長期を経る中で兼業化が進み、平成 22 年には兼業化率が 67%まで進行している。このため専業農家戸数が減少すると共に、農業従事者の高齢化及び後継者不足が深刻化している。</u></p> <p><u>その上、1998 年冬季オリンピック・パラリンピックの施設、高速自動車道路、北陸新幹線の建設、都市計画の線引き見直しによる市街化区域の拡大等で農地転用が進み、経営規模を縮小する農家が増えている。</u></p> <p><u>これらに対応するため、人・農地プランの推進を通じて、将来とも本市農業の中心を担う効率的経営体の育成や経営体を担う人材としての新規就農者の確保とともに、集落等を基礎とした営農組織等を育成し、地域全体として農地等の資源の有効活用と農業生産の維持・拡大を図る必要がある。</u></p> <p><u>一方、園芸作物やきのこ栽培農家のように、施設の建設により規模の拡大を図り、安定経営を目指す農家も見られる。</u></p> <p><u>また、第 2 種兼業農家では農外収入で機械器具等を購入し、自らの経営体維持と農用地の保全を図っている者も多い。</u></p> <p><u>このような状況から、規模拡大を図り安定経営を目指す農家に対し、高齢により、耕作が困難な農家の農地や、第 2 種兼業農家の不作付地の利用集積と作業委託をし、農地の保全と生産力の維持を図っていく必要がある。</u></p> <p>(2) 農用地（農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地）</p> <p>農用地については、都市的土地利用への転換、中山間地域における遊休農地の増加等により減少傾向にあり、<u>これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。</u></p> <p><u>また、土地基盤整備の遅れから小規模かつ不整形な区画の農用地が多く、規模拡大や生産性の向上の阻害要因となっている。ことに中山間地域においては、耕地の傾斜がきつく機械化へのネックの一要因となっている。</u></p> <p>このため、地域の合意の下、農業振興地域整備計画を見直し今後とも農業の振興を図るべき地域を明確化し、秩序ある土地利用を図ると<u>共に、小規模なものから大規模なものまで</u>地域の実情にあった各種の土地基盤整備事業を<u>導入し、営農条件の向上と農地の流動化や農作業の受委託の促進、</u>さらに遊休農地の実態把握に努め、遊休農地の再生と利活用を図っていく必要が<u>ある。</u></p>

新	旧
<p>(3) 農地流動化</p> <p>農地の流動化については、利用権の設定に対し市単独でも助成金等の交付を行うと共に、<u>農地中間管理機構へ農地を貸し付けた農地の出し手に対して機構集積協力を金を交付することにより、担い手への利用集積を図っています。</u></p> <p><u>今後も人・農地プランの仕組みを活用して借り手・貸し手の掘り起こしに努めるとともに、担い手への農地の集約化を促進する必要があります。</u></p> <p>(4) 農業技術</p> <p><u>自然災害や輸入農産物との価格競争に打ち勝つためには、単に農業者個人の取り組みに依存するだけでなく、新品種の開発・生産コストの低減等農業生産技術についての行政・農業団体の連携による組織的な普及促進が不可欠です。</u></p> <p>このため、機械化・省力化技術や付加価値向上技術、また消費者ニーズにもあった環境保全型農業を展開するための技術等を、県・農業協同組合等と共に<u>普及促進し、新たな産地間競争に打ち勝っていく必要が<u>あります。</u></u></p> <p>(5) 資本装備等</p> <p>施設の整備や機械の導入及び資本の装備については、補助事業等の助成施策の積極的導入と、<u>国・県・市の制度資金の活用等により経営の改善とロボット技術・ICT技術等を活用したスマート農業の導入を促進し、経営基盤の確立を図る必要が<u>あります。</u></u></p> <p>また、農畜産物の価格安定対策制度、農業共済制度の積極的活用とバックアップを図り、効率的農業経営を進める必要が<u>あります。</u></p>	<p>(3) 農地流動化</p> <p>農地の流動化については、<u>昭和 53 年度以降</u>利用権の設定に対し市単独でも助成金等の交付を行うと共に、<u>市内全域で農地流動化推進員を約 200 名委嘱し、担い手への利用集積を図っている。</u></p> <p><u>今後も流動化推進員の研修と情報の提供を行い、借り手・貸し手の掘り起こしに努めるとともに育成すべき経営体の目標を明確にする中で、利用権の設定のみならず農作業の受委託、農業機械の共同利用の促進を図っていく必要がある。</u></p> <p>(4) 農業技術</p> <p><u>常に大きな影響を受ける天候や、外国からの輸入農産物との価格競争に打ち勝つためには、単に農業者個人の取り組みに依存するだけでなく、新品種の開発・生産コストの低減等農業生産技術についての行政・農業団体の連携による組織的な普及促進が不可欠である。</u></p> <p>このため、機械化・省力化技術や付加価値向上技術、また消費者ニーズにもあった環境保全型農業を展開するための技術等を、県・農業協同組合等と共に<u>普及促進し、新たな産地間競争に打ち勝っていく必要が<u>ある。</u></u></p> <p>(5) 資本装備等</p> <p>施設の整備や機械の導入及び資本の装備については、補助事業等の助成施策の積極的導入と、<u>国・県の制度資金の活用、市単独の資金の活用等により経営の改善と近代化を促進し、経営基盤の確立を図る必要が<u>ある。</u></u></p> <p>また、農畜産物の価格安定対策制度、農業共済制度の積極的活用とバックアップを図り、効率的農業経営を進める必要が<u>ある。</u></p>
<p><u>2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>3 育成すべき農業経営の目標</u></p> <p><u>長野市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。</u></p> <p><u>具体的な経営の目標は、長野市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり 500 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当の部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。</u></p> <p><u>一方、農業生産環境の厳しい中山間地域における経営の目標については、主たる農業従事者一人あたり年間農業所得 300 万円程度、年間労働時間 2,000 時間程度の水準を</u></p>

新	旧
<p><u>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</u></p> <p><u>農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域その他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">主たる従事者1人あたり 年間所得目標：500万円程度 年間労働時間：2,000時間程度</p> </div> <p><u>個別経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたり概ね800万円程度の年間所得を目指すものとします。</u></p> <p><u>ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体あたり概ね400万円程度（主たる従事者1人あたり300万円程度）とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。</u></p> <p><u>なお、中山間地域の経営指標を適用する区域については、中山間地域等直接支払事業の対象地域（法定地域と特認地域）と同じ区域とします。</u></p> <p><u>組織経営体では、主たる従事者1人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとします。</u></p> <p><u>(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保</u></p> <p><u>上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。</u></p> <p><u>ア 長野市農業を支える中心経営体の育成</u></p> <p><u>本市の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本市農業を支える中心経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。</u></p> <p><u>そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める人・農地プランの実質化及び実質化した人・農地プランに基づく取組みを通じ、中心経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。</u></p> <p><u>また、認定農業者制度に基づいて、本市農業の中心的な担い手となる認定農業者を育成・支援します。</u></p>	<p><u>現できるものとする。</u></p>

新	旧
<p>イ 中心経営体を支える雇用人材の安定確保</p> <p><u>少子・高齢化が進行する中、中心経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要です。</u></p> <p><u>このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向けた取組みを複層的に展開します。</u></p> <p>3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保</p> <p>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標</p> <p><u>青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。</u></p> <p><u>このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">主たる従事者1人あたり 年間所得目標：250万円程度 年間労働時間：2,000時間程度</p> </div> <p>(2) 新規就農者数の確保目標</p> <p><u>今後も継続して中心経営体を安定的に確保・育成するため、新規就農者を毎年30名確保することを目標とします。</u></p> <p>4 地域農業のあり方</p> <p>(1) 基本的誘導方向</p> <p>人・農地プランの推進を通じて、地域農業を担う効率的経営体を育成することにより、力強い農業構造を構築するものと<u>します。</u></p> <p>なお、農業生産条件の不利等により、当面、十分な効率的経営体の確保・育成が困難な中山間地域等にあつては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織等多様な担い手を育成することにより、地域農業の維持・発展を図るものと<u>します。</u></p> <p>ア 構造再編の方向</p> <p>今後は、農家の階層分化と多様化が一層進行し、高齢農家、自給的農家等は作業</p>	<p>4 農業経営基盤強化の方向</p> <p>(1) 基本的誘導方向</p> <p>人・農地プランの推進を通じて、地域農業を担う効率的経営体を育成することにより、力強い農業構造を構築するものと<u>する。</u></p> <p>なお、農業生産条件の不利等により、当面、十分な効率的経営体の確保・育成が困難な中山間地域等にあつては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織等多様な担い手を育成することにより、地域農業の維持・発展を図るものと<u>する。</u></p> <p>ア 構造再編の方向</p> <p>今後は、農家の階層分化と多様化が一層進行し、高齢農家、自給的農家等は作業</p>

新	旧
<p>委託等による経営の外部依存を強めながら生産規模を縮小する方向に向かうと予測され、土地持ち非農家等も相当数増加するものと見込まれることから、これらの農家層の規模縮小部分を補完し引き受けていく「受け皿」づくりを早急に進める必要が<u>あります。</u></p> <p>具体的には、</p> <p>(ア) 農業で自立する意欲を持って規模拡大・経営改善を目指す者を明確化して、効率的経営体への移行を進める方向（個別経営型）<u>。</u></p> <p>(イ) 生産組織を育成し、構成農家の営農を補完しつつ、法人化により効率的経営体への移行を進める方向（組織経営型）を目指すものと<u>しますが</u>、現状では十分な効率的経営体の確保が見込めない地域においては、当面の農用地利用や農業生産の維持等を重視して、個々の農家の営農を補完しつつ逐次効率的な組織経営体への移行を進める方向。</p> <p>(ウ) 集落の多様な農業者が参画して農作業等を補完する体制を整備し、農業生産を維持しつつ、組織経営体若しくは個別経営体の育成を進める方向（集落営農型）<u>。</u></p> <p>(エ) 長野市農業公社などが農地の保全管理等を行う公的支援体制を整備し、農業生産を維持しつつ、個別経営体若しくは組織経営体の育成を進める方向（公的支援型）等の中から、地域の実情と農業者の意向に即した方向を選択して推進するものと<u>します。</u></p> <p>イ 農業構造再編の方法</p> <p>行政、関係機関・団体及び、長野市農業再生協議会により、地域の農業者自らが目指す農業構造の実現に向け、協力して効率的経営体の育成や地域ごとの課題解決に取り組む組織の育成を図ることにより、農業構造再編を推進するものと<u>します。</u></p> <p>(ア) 中心経営体の育成</p> <p><u>行政、関係機関・団体</u>及び、長野市農業再生協議会の調整・支援活動や地域組織の取り組みを通じ、各種施策を有効に活用して中心経営体の育成に努めるものと<u>します。</u></p> <p>具体的には、農業経営改善計画認定制度や特定農業法人制度の活用や、人・農地プランの実践を通じて、地域の担い手となる経営体を明確化し、規模縮小農家の営農実態を踏まえながら、農作業受委託や利用権設定等による農用地の利用集積を推進するとともに、<u>行政、関係機関・団体</u>及び、長野市農業再生協議会の構成機関の役割分担と連携による機械・施設の貸付、労働力の調整、生産物の販売及び経営管理サービスの実施等を通じて効率的経営体等の経営基盤の強化を図<u>ります。</u></p>	<p>委託等による経営の外部依存を強めながら生産規模を縮小する方向に向かうと予測され、土地持ち非農家等も相当数増加するものと見込まれることから、これらの農家層の規模縮小部分を補完し引き受けていく「受け皿」づくりを早急に進める必要が<u>ある。</u></p> <p>具体的には、</p> <p>(ア) 農業で自立する意欲を持って規模拡大・経営改善を目指す者を明確化して、効率的経営体への移行を進める方向（個別経営型）</p> <p>(イ) 生産組織を育成し、構成農家の営農を補完しつつ、法人化により効率的経営体への移行を進める方向（組織経営型）を目指すものと<u>するが</u>、現状では十分な効率的経営体の確保が見込めない地域においては、当面の農用地利用や農業生産の維持等を重視して、個々の農家の営農を補完しつつ逐次効率的な組織経営体への移行を進める方向。</p> <p>(ウ) 集落の多様な農業者が参画して農作業等を補完する体制を整備し、農業生産を維持しつつ、組織経営体若しくは個別経営体の育成を進める方向（集落営農型）</p> <p>(エ) 長野市農業公社などが農地の保全管理等を行う公的支援体制を整備し、農業生産を維持しつつ、個別経営体若しくは組織経営体の育成を進める方向（公的支援型）等の中から、地域の実情と農業者の意向に即した方向を選択して推進するものと<u>する。</u></p> <p>イ 農業構造再編の方法</p> <p>行政、関係機関・団体<u>が一体となって農用地利用や労働力・作付作物等の調整と支援活動を行う長野市農業支援センター</u>及び、長野市農業再生協議会により、地域の農業者自らが目指す農業構造の実現に向け、協力して効率的経営体の育成や地域ごとの課題解決に取り組む組織の育成を図ることにより、農業構造再編を推進するものと<u>する。</u></p> <p>(ア) 効率的経営体の育成</p> <p><u>長野市農業支援センター</u>及び、長野市農業再生協議会の調整・支援活動や地域組織の取り組みを通じ、各種施策を有効に活用して効率的経営体の育成に努めるものと<u>する。</u></p> <p>具体的には、農業経営改善計画認定制度や特定農業法人制度の活用や、人・農地プランの実践を通じて、地域の担い手となる経営体を明確化し、規模縮小農家の営農実態を踏まえながら、農作業受委託や利用権設定等による農用地の利用集積を推進するとともに、<u>長野市農業支援センター</u>及び、長野市農業再生協議会の構成機関の役割分担と連携による機械・施設の貸付、労働力の調整、生産物の販売及び経営管理サービスの実施等を通じて効率的経営体等の経営基盤の強化を図<u>る。</u></p>

新	旧
<p>(イ) 集落（地域）を基本単位とする構造再編</p> <p>構造再編の推進に当たっては、農業集落の持つ合意形成と利用調整機能を活用しながら地域農業集団や農用地利用改善団体の育成を進めるとともに、地域の農家の営農意向等を的確に把握したうえで、農家相談会等地域の話し合いを通じて今後の目指すべき方向の合意形成を図る等、集落等を基本単位とする地域ぐるみの構造再編を進めます。</p> <p>なお、取り組みに当たっては、効率的経営体の育成を主眼にしつつ、これらの効率的経営体と小規模な兼業農家、高齢農家及び土地持ち非農家等との間で、地域資源の維持管理や、補助労働力の提供等の分野における役割分担を明確にして、相互にメリットを享受できると<u>ともに</u>負担も共有できる仕組みを作り上げるものと<u>します</u>。</p> <p>(ウ) 産地体制の維持・強化</p> <p>今日まで本市の農業は、農業者と農業団体の一体となった主産地形成の取り組みのもとに指定産地等の指定を受け発展してきており、今後とも品目別主産地の維持強化を図っていくことが重要なことから、農業構造の再編成を進めるに当たっては、産地ごとの課題を明確化してその改善を進めるとともに、効率的経営体の育成と併せて女性・高齢農業者等の生産継続も併せて支援する体制を整備し、産地としての生産・販売規模の維持拡大に向けて体質強化を図ります。</p> <p>ウ 認定農業者制度の位置付け及び普及方針</p> <p>経営改善計画の認定制度は、国が示す「魅力とやり甲斐のある農業経営」を確立していくための重要なポイント<u>です</u>。この制度による認定農業者は、農業経営者のモデルであり、農業を事業として営もうとする農業者にとって牽引車的役割を担って<u>います</u>。</p> <p>このため、本市においてもこの認定農業者制度を活用し、認定農業者を重点に事業を実施するとともに、この制度が多くくの農業者に理解され協力が得られ、一人でも多くの農業者が認定農業者となるよう、あらゆる機会をとらえて普及推進を図ります。</p> <p>なお、期間の満了を迎えるものについては経営改善の実践結果の点検を行い、計画の達成・未達成にかかわらず年齢等を考慮しながら、再認定に向けて支援・誘導を行<u>います</u>。</p> <p>エ 担い手への経営指導体制の整備の方向</p> <p>農業経営改善計画の認定を受けた農業者や組織経営体、また今後認定を受けようとする農業者や組織経営体に対し、市・市農業委員会・農業協同組合・<u>農業農村支援センター</u>・長野市農業公社・<u>長野市農業再生協議会</u>が講習会・研修会・相談会等を開催して技術指導や経営指導を行うとともに、<u>認定農業者に対して農業経営改善</u></p>	<p>(イ) 集落（地域）を基本単位とする構造再編</p> <p>構造再編の推進に当たっては、農業集落の持つ合意形成と利用調整機能を活用しながら地域農業集団や農用地利用改善団体の育成を進めるとともに、地域の農家の営農意向等を的確に把握したうえで、農家相談会等地域の話し合いを通じて今後の目指すべき方向の合意形成を図る等、集落等を基本単位とする地域ぐるみの構造再編を進める。</p> <p>なお、取り組みに当たっては、効率的経営体の育成を主眼にしつつ、これらの効率的経営体と小規模な兼業農家、高齢農家及び土地持ち非農家等との間で、地域資源の維持管理や、補助労働力の提供等の分野における役割分担を明確にして、相互にメリットを享受できると<u>共に</u>負担も共有できる仕組みを作り上げるものと<u>する</u>。</p> <p>(ウ) 産地体制の維持・強化</p> <p>今日まで本市の農業は、農業者と農業団体の一体となった主産地形成の取り組みのもとに指定産地等の指定を受け発展してきており、今後とも品目別主産地の維持強化を図っていくことが重要なことから、農業構造の再編成を進めるに当たっては、産地ごとの課題を明確化してその改善を進めるとともに、効率的経営体の育成と併せて女性・高齢農業者等の生産継続も併せて支援する体制を整備し、産地としての生産・販売規模の維持拡大に向けて体質強化を図る。</p> <p>ウ 認定農業者制度の位置付け及び普及方針</p> <p>経営改善計画の認定制度は、国が示す「魅力とやり甲斐のある農業経営」を確立していくための重要なポイント<u>である</u>。この制度による認定農業者は、農業経営者のモデルであり、農業を事業として営もうとする農業者にとって牽引車的役割を担って<u>いる</u>。</p> <p>このため、本市においてもこの認定農業者制度を活用し、認定農業者を重点に事業を実施するとともに、この制度が多くくの農業者に理解され協力が得られ、一人でも多くの農業者が認定農業者となるよう、あらゆる機会をとらえて普及推進を図る。</p> <p>なお、期間の満了を迎えるものについては経営改善の実践結果の点検を行い、計画の達成・未達成にかかわらず年齢等を考慮しながら、再認定に向けて支援・誘導を行<u>う</u>。</p> <p>エ 担い手への経営指導体制の整備の方向</p> <p>農業経営改善計画の認定を受けた農業者や組織経営体、また今後認定を受けようとする農業者や組織経営体に対し、市・市農業委員会・農業協同組合・<u>農業改良普及センター</u>・長野市農業公社等が中心となった<u>長野市農業支援センター</u>及び、長野市農業再生協議会が講習会・研修会・相談会等を開催し、技術指導や経営指導を行</p>

新	旧
<p><u>計画の進捗状況を認定期間の中間年に確認し、個別に相談や指導するフォローアップを行い、担い手が一層意欲を持って農業に取り組める体制を整備<u>します。</u></u></p> <p>(2) 部門別誘導方向</p> <p>ア 普通作物</p> <p>米・麦等の土地利用型農業については、地域の実情に応じて利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業等の積極的な活用により、利用権の設定等の推進及び農作業の受委託の積極的な推進を図り、経営規模の拡大を促進<u>します。</u></p> <p>また、土地改良事業を積極的に導入し、ほ場の集団化と区画化を進めるとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を推進し、効率的な作業単位の形成と生産性の向上を図<u>ります。</u></p> <p>また、これらと併せて効率的経営体と地域の多様な農家群による道水路や畦畔等の管理について、作業の合理的分担体制の整備を図<u>ります。</u></p> <p>イ 園芸作物</p> <p>野菜・果樹・花き等本市農業生産の主体を占める園芸については、先進技術の導入等による作目別の産地体制の維持・強化を図りつつ、ほ場の集団化と区画化、高収益作目の導入、作型の分散と施設化、高能率機械作業体系の確立、委託育苗等の部分作業受委託の推進、選別・調整・荷造り作業の共同化、雇用労働力の確保等の対策を総合的に推進し、生産性の向上と規模拡大を図<u>ります。</u></p> <p>ウ 畜産</p> <p>畜産については、先進技術と高品質畜種の導入、畜産物の高付加価値化、経営管理の合理化等と併せて、自給飼料の増産、ヘルパー制度の充実等を進め、ゆとりある安定した経営の確立を図<u>ります。</u></p> <p>エ 施設型農業</p> <p>施設園芸・きのこ等の施設型農業については、高収益作目の導入、自動制御等効率的な管理システムの導入、合理的集出荷流通体系の確立、施設の集団化、資金と経営管理の合理化等を推進し、生産性の向上と経営の安定化を図<u>ります。</u></p> <p>オ 地域農業の複合化</p> <p>これらの部門別課題への対応に加えて、稲わらや堆肥の流通、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等、部門間の合理的な補完体制をつくり、地域農業の複合化を促進<u>します。</u></p>	<p>うとともに<u>個別に相談や指導を行い、</u>担い手が一層意欲を持って農業に取り組める体制を整備<u>する。</u></p> <p>(2) 部門別誘導方向</p> <p>ア 普通作物</p> <p>米・麦等の土地利用型農業については、地域の実情に応じて利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業等の積極的な活用により、利用権の設定等の推進及び農作業の受委託の積極的な推進を図り、経営規模の拡大を促進<u>する。</u></p> <p>また、土地改良事業を積極的に導入しほ場の集団化と区画化を進めるとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を推進し、効率的な作業単位の形成と生産性の向上を図<u>る。</u></p> <p>また、これらと併せて効率的経営体と地域の多様な農家群による道水路や畦畔等の管理について、作業の合理的分担体制の整備を図<u>る。</u></p> <p>イ 園芸作物</p> <p>野菜・果樹・花き等本市農業生産の主体を占める園芸については、先進技術の導入等による作目別の産地体制の維持・強化を図りつつ、ほ場の集団化と区画化、高収益作目の導入、作型の分散と施設化、高能率機械作業体系の確立、委託育苗等の部分作業受委託の推進、選別・調整・荷造り作業の共同化、雇用労働力の確保等の対策を総合的に推進し、生産性の向上と規模拡大を図<u>る。</u></p> <p>ウ 畜産</p> <p>畜産については、先進技術と高品質畜種の導入、畜産物の高付加価値化、経営管理の合理化等と併せて、自給飼料の増産、ヘルパー制度の充実等を進め、ゆとりある安定した経営の確立を図<u>る。</u></p> <p>エ 施設型農業</p> <p>施設園芸・きのこ等の施設型農業については、高収益作目の導入、自動制御等効率的な管理システムの導入、合理的集出荷流通体系の確立、施設の集団化、資金と経営管理の合理化等を推進し、生産性の向上と経営の安定化を図<u>る。</u></p> <p>オ 地域農業の複合化</p> <p>これらの部門別課題への対応に加えて、稲わらや堆肥の流通、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等、部門間の合理的な補完体制をつくり、地域農業の複合化を促進<u>する。</u></p>

新					旧				
(3) 部門別経営改善のポイント					(3) 部門別経営改善のポイント				
区 分	土地利用型		施設園芸 等	畜産等	区 分	土地利用型		施設園芸 等	畜産等
	米麦等	野菜・果樹				米麦等	野菜・果樹		
規模拡大	農地流動化の推進／組織的作業受委託推進／集落農業経営体育成		担い手規模拡大支援／協業型経営体の育成／共同利用組織の育成／リレー作型の導入	適正な経営規模の確立	規模拡大	農地流動化の推進／組織的作業受委託推進／集落農業経営体育成		担い手規模拡大支援／協業型経営体の育成／共同利用組織の育成／リレー作型の導入	適正な経営規模の確立
低コスト化	大規模省力生産体系の確立／連担地形成等効率的な作業単位の確立／機械施設の効率的利用／ほ場の整備		生産安定技術の確立／低コスト・省力技術体系の確立／機械施設の効率的利用／畑地の基盤整備	家畜生産能力の向上／家畜の損耗防止／飼料の自給率の向上／飼養管理技術の向上／低コスト・省力化の推進	低コスト化	大規模省力生産体系の確立／連担地形成等効率的な作業単位の確立／機械施設の効率的利用／ほ場の整備		生産安定技術の確立／低コスト・省力技術体系の確立／機械施設の効率的利用／畑地の基盤整備	家畜生産能力の向上／家畜の損耗防止／飼料の自給率の向上／飼養管理技術の向上／低コスト・省力化の推進
付加価値向上	良質米の生産／特別栽培米の生産		新品目・新品種・新作型の導入と産地化／個性的特産品の開発／地域内消費・直売等流通／チャンネルの拡大／保鮮流通システムの確立	高品質畜産物の生産加工等による付加価値の向上	付加価値向上	良質米の生産／特別栽培米の生産		新品目・新品種・新作型の導入と産地化／個性的特産品の開発／地域内消費・直売等流通／チャンネルの拡大／保鮮流通システムの確立	高品質畜産物の生産加工等による付加価値の向上
経営体質強化	大規模農家・生産組織等の法人化／過剰投資の防止／経営管理能力の向上		自己資本比率の向上／休日のある経営の確立		経営体質強化	大規模農家・生産組織等の法人化／過剰投資の防止／経営管理能力の向上		自己資本比率の向上／休日のある経営の確立	
	通年就労形態の確立	過重労働等の改善／災害防止・共済加入	自動制御／組織の確立	清潔な畜産環境の確立		通年就労形態の確立	過重労働等の改善／災害防止・共済加入	自動制御／組織の確立	清潔な畜産環境の確立
	価格安定対策					価格安定対策			
体制づくり	農地利用集積と集団化 作業受委託の推進 集落営農の推進	労働力の あっせん ・確保／部分作業委託の推進／高齢農家の農地等の継承／産地体制の維持強化	集出荷流通システムの近代化	ヘルパー制度の充実 診療体制の整備 経営管理への支援	体制づくり	農地利用集積と集団化 作業受委託の推進 集落営農の推進	労働力の 斡旋 ・確保／部分作業委託の推進／高齢農家の農地等の継承／産地体制の維持強化	集出荷流通システムの近代化	ヘルパー制度の充実 診療体制の整備 経営管理への支援

新	旧
<p>(4) 地域別振興方向</p> <p>長野市を北部地域（浅川・芋井・戸隠・鬼無里地区）、西部地域（小田切・七二会・信更・大岡・信州新町・中条地区）、南部地域（篠ノ井・川中島・更北地区）、南東部地域（松代・若穂地区）、中心市街地及び周辺平坦部地域（第一～第五・三輪・吉田・古牧・芹田・古里・柳原・大豆島・朝陽・若槻・長沼・安茂里・豊野地区）の5地域に区分し農業の振興を図るものと<u>します。</u></p> <p>ア 北部地域</p> <p>この地域は、南斜面の傾斜地帯と山間の平坦地で、豊かな自然に恵まれた農業地帯で<u>すが</u>、農地は分散して<u>います。</u></p> <p>現況の農用地は畑地で果樹・野菜・そばが多く、一部には水田地帯が点在して<u>います。</u>野菜地帯は高冷地では場整備が既成して<u>いますが</u>、果樹園地帯は傾斜地で作業効率が悪い状況<u>です。</u></p> <p>浅川・芋井地区では、りんごを中心に果樹が栽培され、立地条件により水稲や野菜も栽培されて<u>います。</u></p> <p>戸隠・鬼無里地区では、水稲、野菜などの栽培が行われ、戸隠ではそばや葉たばこが特産品として生産されて<u>います。</u>また、戸隠牧場は、公共牧場として畜産農家からの預託を中心に畜産振興の役割を担っており、観光機能を備えたふれあい牧場としても利用されて<u>います。</u></p> <p>このような状況から、立地条件を生かした地域農業の振興、新作物導入による荒廃地対策の推進を図<u>ります。</u></p> <p>農業生産基盤の整備においては、農用地に必要な農道の改良・整備を行い、栽培し易い条件と大型機械化の作業体系を充実させるとともに、水田地帯では、かんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図<u>ります。</u></p> <p>イ 西部地域</p> <p>この地域は、犀川を北と南に挟んで広がる中山間地帯で傾斜地が多く、山林と農地が混在している。犀川流域の一部に平坦地も<u>あり</u>、畑地のうち野菜地帯の一部は、集団的に整備されているが、果樹園<u>及び</u>水田地帯は傾斜地にあり作業効率が悪い状況<u>です。</u></p> <p>小田切・七二会・信更地区では、りんごを中心とし果樹、水稲、野菜が栽培されて<u>います。</u>信更地区の一部は、優良な種籾の生産地帯となつて<u>います。</u></p> <p>大岡地区は、水稲を中心に栽培され、標高の高い山間地では冷涼な気候をいかしたリンドウなどの花きや野菜が栽培されて<u>います。</u></p> <p>信州新町・中条地区では、小梅、りんご、柿などの果樹を栽培しているほか、信州新町では水稲、中条では野菜・豆類が栽培されて<u>います。</u></p>	<p>(4) 地域別振興方向</p> <p>長野市を北部地域（浅川・芋井・戸隠・鬼無里地区）、西部地域（小田切・七二会・信更・大岡・信州新町・中条地区）、南部地域（篠ノ井・川中島・更北地区）、南東部地域（松代・若穂地区）、中心市街地及び周辺平坦部地域（第一～第五・三輪・吉田・古牧・芹田・古里・柳原・大豆島・朝陽・若槻・長沼・安茂里・豊野地区）の5地域に区分し農業の振興を図るものと<u>する。</u></p> <p>ア 北部地域</p> <p>この地域は、南斜面の傾斜地帯と山間の平坦地で、豊かな自然に恵まれた農業地帯で<u>あるが</u>、農地は分散して<u>いる。</u></p> <p>現況の農用地は畑地で果樹・野菜・そばが多く、一部には水田地帯が点在して<u>いる。</u>野菜地帯は高冷地では場整備が既成して<u>いるが</u>、果樹園地帯は傾斜地で作業効率が悪い状況<u>である。</u></p> <p>浅川・芋井地区では、りんごを中心に果樹が栽培され、立地条件により水稲や野菜も栽培されて<u>いる。</u></p> <p>戸隠・鬼無里地区では、水稲、野菜などの栽培が行われ、戸隠ではそばや葉たばこが特産品として生産されて<u>いる。</u></p> <p>また、戸隠牧場は、公共牧場として畜産農家からの預託を中心に畜産振興の役割を担っており、観光機能を備えたふれあい牧場としても利用されて<u>いる。</u></p> <p>このような状況から、立地条件を生かした地域農業の振興、新作物導入による荒廃地対策の推進を図<u>る。</u></p> <p>農業生産基盤の整備においては、農用地に必要な農道の改良・整備を行い、栽培し易い条件と大型機械化の作業体系を充実させるとともに、水田地帯では、かんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図<u>る。</u></p> <p>イ 西部地域</p> <p>この地域は、犀川を北と南に挟んで広がる中山間地帯で傾斜地が多く、山林と農地が混在している。犀川流域の一部に平坦地も<u>ある。</u>畑地のうち野菜地帯の一部は、集団的に整備されているが、果樹園<u>および</u>水田地帯は傾斜地にあり作業効率が悪い状況<u>である。</u></p> <p>小田切・七二会・信更地区では、りんごを中心とし果樹、水稲、野菜が栽培されて<u>いる。</u>信更地区の一部は、優良な種籾の生産地帯となつて<u>いる。</u></p> <p>大岡地区は、水稲を中心に栽培され、標高の高い山間地では冷涼な気候をいかしたリンドウなどの花きや野菜が栽培されて<u>いる。</u></p> <p>信州新町・中条地区では、小梅、りんご、柿などの果樹を栽培しているほか、信州新町では水稲、中条では野菜・豆類が栽培されて<u>いる。</u></p>

新	旧
<p>西山といわれるこの地域では、品質のよい豆類がとれ、特に大豆は「西山大豆」として知られて<u>います</u>。</p> <p>また、信州新町では、羊肉（サフォーク）を生産しており、特産品として振興を図<u>っています</u>。</p> <p>このような状況から、直売事業を中心とした消費者に愛される活力と個性ある産地づくりの確立を図<u>ります</u>。また、環境と共生し生きがいを持って取り組める農業の展開を<u>進めます</u>。</p> <p>農業生産基盤の整備においては、農道の新設・改良整備を行うとともに、かんがい排水事業やため池等整備事業を実施し、生産性の向上を図<u>ります</u>。</p> <p>ウ 南部地域</p> <p>この地域は、犀川と千曲川に挟まれた肥沃な平坦地で、篠ノ井地区の一部西側が中山間地域となつて<u>います</u>。平坦地の水田地帯は、ほ場整備が実施されており生産性は高いものの、中山間部にかけてのほ場は水源確保が困難な地域も<u>あります</u>。</p> <p>また、この地域では、りんご、ももを中心とした果樹の栽培が盛んで、特にももの品種改良によるブランド化に取り組んで<u>います</u>。</p> <p>このような状況から、地産地消の推進と個性ある産地の確立を図<u>ります</u>。中山間地域においては、環境と共生し生きがいを持って取り組める農業の展開を<u>進めます</u>。</p> <p>農業生産基盤の整備においては、ため池整備やかんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図<u>ります</u>。</p> <p><u>令和元年東日本台風により農地・農業用機械・施設等に甚大な被害が発生した地域においては、関係機関と連携して産地の復興を図ります</u>。</p> <p>エ 南東部地域</p> <p>この地域は千曲川と南東部の山並みに囲まれており、中山間地域と扇状地、千曲川流域の平坦地からなり、畑地と水田地帯に大別さ<u>れます</u>。水田地帯は、平坦地はほ場整備が実施されており生産性は高いものの、中山間部にかけてのほ場は水源確保が困難な地域も<u>あります</u>。</p> <p>松代地区では、長いも、伝統野菜の松代一本ネギなど多種の野菜が栽培され、果樹ではぶどうのほか、りんご、ももが栽培されて<u>います</u>。</p> <p>若穂地区では、りんごを中心にぶどうなどの果樹が栽培され、平坦地では水稻も栽培されて<u>います</u>。</p> <p>このような状況から、地産地消に取り組み、立地条件を生かした個性ある産地の確立を図<u>ります</u>。</p> <p>農業生産基盤の整備においては、ため池整備やかんがい排水事業を実施して、生</p>	<p>西山といわれるこの地域では、品質のよい豆類がとれ、特に大豆は「西山大豆」として知られて<u>いる</u>。</p> <p>また、信州新町では、羊肉（サフォーク）を生産しており、特産品として振興を図<u>っている</u>。</p> <p>このような状況から、直売事業を中心とした消費者に愛される活力と個性ある産地づくりの確立を図<u>る</u>。環境と共生し生きがいを持って取り組める農業の展開を<u>すすめる</u>。</p> <p>農業生産基盤の整備においては、農道の新設・改良整備を行うとともに、かんがい排水事業やため池等整備事業を実施し、生産性の向上を図<u>る</u>。</p> <p>ウ 南部地域</p> <p>この地域は、犀川と千曲川に挟まれた肥沃な平坦地で、篠ノ井地区の一部西側が中山間地域となつて<u>いる</u>。平坦地の水田地帯は、ほ場整備が実施されており生産性は高いものの、中山間部にかけてのほ場は水源確保が困難な地域も<u>ある</u>。</p> <p>また、この地域では、りんご、ももを中心とした果樹の栽培が盛んで、特にももの品種改良によるブランド化に取り組んで<u>いる</u>。</p> <p>このような状況から、地産地消の推進と個性ある産地の確立を図<u>る</u>。中山間地域においては、環境と共生し生きがいを持って取り組める農業の展開を<u>進める</u>。</p> <p>農業生産基盤の整備においては、ため池整備やかんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図<u>る</u>。</p> <p>エ 南東部地域</p> <p>この地域は千曲川と南東部の山並みに囲まれており、中山間地域と扇状地、千曲川流域の平坦地からなり、畑地と水田地帯に大別さ<u>れる</u>。水田地帯は、平坦地はほ場整備が実施されており生産性は高いものの、中山間部にかけてのほ場は水源確保が困難な地域も<u>ある</u>。</p> <p>松代地区では、長いも、伝統野菜の松代一本ネギなど多種の野菜が栽培され、果樹ではぶどうのほか、りんご、ももが栽培されて<u>いる</u>。</p> <p>若穂地区では、りんごを中心にぶどうなどの果樹が栽培され、平坦地では水稻も栽培されて<u>いる</u>。</p> <p>このような状況から、地産地消に取り組み、立地条件を生かした個性ある産地の確立を図<u>る</u>。</p> <p>農業生産基盤の整備においては、ため池整備やかんがい排水事業を実施して、生</p>

新	旧
<p>産性の向上を図ります。</p> <p><u>令和元年東日本台風により農地・農業用機械・施設等に甚大な被害が発生した地域においては、関係機関と連携して産地の復興を図ります。</u></p> <p>オ 中心市街地及び周辺平坦部</p> <p>この地域は、市街地近郊の扇状地及び平坦地からなっており、畑地帯と水田地帯に大別されます。</p> <p>市街地北東部の若槻・長沼・豊野地区では、りんごを中心とした果樹栽培が行われています。また、平坦部においては、水稻や野菜が栽培されています。畑地は、基盤が比較的整備された農業のし易い地域であり、水田地帯は、ほ場整備が概成しています。</p> <p>このような状況から、都市型農業の特性を活かした地産地消の推進とともに、個性ある果樹産地の確立を図ります。</p> <p>農業生産基盤の整備においては、かんがい排水事業や用排水路の改良整備を行い、生産性の向上を図ります。千曲川に接する果樹地帯では大雨による浸水被害が多く、大規模河川改修事業（浅川治水対策など）を含めた排水事業の推進が必要です。</p> <p><u>令和元年東日本台風により農地・農業用機械・施設等に甚大な被害が発生した地域においては、関係機関と連携して産地の復興を図ります。</u></p> <p>(新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成についてはP4へ移動)</p>	<p>産性の向上を図る。</p> <p>オ 中心市街地及び周辺平坦部</p> <p>この地域は、市街地近郊の扇状地及び平坦地からなっており、畑地帯と水田地帯に大別される。</p> <p>市街地北東部の若槻・長沼・豊野地区では、りんごを中心とした果樹栽培が行われている。また、平坦部においては、水稻や野菜が栽培されている。畑地は、基盤が比較的整備された農業のし易い地域であり、水田地帯は、ほ場整備が概成している。</p> <p>このような状況から、都市型農業の特性を活かした地産地消の推進とともに、個性ある果樹産地の確立を図る。</p> <p>農業生産基盤の整備においては、かんがい排水事業や用排水路の改良整備を行い、生産性の向上を図る。千曲川に接する果樹地帯では大雨による浸水被害が多く、大規模河川改修事業（浅川治水対策など）を含めた排水事業を推進が必要である。</p> <p>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成</p> <p>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標</p> <p><u>新規就農の状況については、近年増加傾向となっていることから、年間30人の確保を目標として、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進する。</u></p> <p><u>また、円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取組みを進める。</u></p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標</p> <p><u>他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。</u></p> <p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</p> <p><u>新たに就農しようとする青年等に対する支援施策及び農用地等の関係情報の収集と提供を円滑に行い、新規就農者の確保を推進する。</u></p>

新	旧
<p data-bbox="400 254 1466 331">第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p data-bbox="468 394 952 422">(経営体の所得目標についてはP3へ移動)</p> <p data-bbox="400 1066 1018 1094">1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</p> <p data-bbox="418 1108 587 1136">(1) 生産方式</p> <p data-bbox="457 1157 1466 1234">本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。</p> <p data-bbox="418 1289 661 1316">(2) 経営管理の方法</p> <p data-bbox="457 1337 1466 1682">経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進します。特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。</p> <p data-bbox="418 1736 685 1764">(3) 農業従事の態様等</p> <p data-bbox="457 1785 1466 1862">農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働</p>	<p data-bbox="1489 254 2555 331">第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p data-bbox="1489 394 1754 422">1 経営体の所得目標</p> <p data-bbox="1516 443 2555 520">本指標は、地域の優良事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる先進的な技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものである。</p> <p data-bbox="1516 531 2555 695">個別経営体では、経営主である主たる農業従事者1人と家族従事者(補助的従事者)1～2人による効率的な経営規模を確保し、労働ピーク時の不足労働力は雇用により対応することとしている。なお、家族従事者の労働報酬を含めた経営体単位の年間所得は、おおむね800万円程度(主たる従事者1人あたりは500万円程度)を見込んでいる。</p> <p data-bbox="1516 705 2555 829">ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、経営体当たりおおむね400万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとする。</p> <p data-bbox="1516 840 2555 917">なお、中山間地域の経営指標を適用する区域については、中山間地域等直接支払事業の対象地域(法定地域と特認地域)と同じ区域とする。</p> <p data-bbox="1516 928 2555 1005">組織経営体では、主たる従事者全員が従事者1人当たりの所得目標の実現を目指すものとする。</p> <p data-bbox="1489 1066 2110 1094">2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</p> <p data-bbox="1507 1108 1676 1136">(1) 生産方式</p> <p data-bbox="1546 1157 2555 1234">本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進める。</p> <p data-bbox="1507 1289 1751 1316">(2) 経営管理の方法</p> <p data-bbox="1546 1337 2555 1682">経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進する。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進する。特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立する。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図る。</p> <p data-bbox="1507 1736 1774 1764">(3) 農業従事の態様等</p> <p data-bbox="1546 1785 2555 1862">農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働</p>

新	旧
<p>時間の実現を目指<u>します。</u></p> <p>また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図<u>ります。</u></p>	<p>時間の実現を目指<u>す。</u></p> <p>また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図<u>る。</u></p>

新								
2 農業経営の指標 (単位：a (ha)、人、千円)								
NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲	19ha	水稲 19ha	2.0	0.0	5,310	10,620	
2	水稲+小麦+大豆	21ha	水稲 12.6ha、小麦 8.4ha、大豆 8.4ha	2.0	0.0	4,950	9,910	
3	りんご	350a	(普)ふじ 350	1.0	1.5	5,000	8,040	(普)普通樹
4	りんご	220a	(普)ふじ 40・(新)ふじ 40、ゴールド 40、スイート 60、秋映 40	1.0	1.5	5,000	8,040	(普)普通樹 (新)新わい化
5	りんご+もも	200a	(新)ふじ 60、秋映 30、ゴールド 50、あかつき 30、川中島白桃 30	1.0	1.5	5,000	8,170	(新)新わい化
6	ぶどう+りんご	210a	シャインマスカット 40、パープル 40、巨峰(無核)80、(新)シナゴールド 50	1.0	1.5	5,000	9,600	(新)新わい化
7	りんご+アスパラガス	260a	(普)ふじ 70・(新)ふじ 80、スイート 60、アスパラガス 50	1.0	1.5	5,000	8,120	(普)普通樹 (新)新わい化
8	きゅうり	70a	半促成 20、夏秋 30、抑制 20	1.0	1.5	5,000	8,040	
9	いちご(夏秋)	30a	夏秋(高設) 30	2.0	0.5	5,000	8,160	
10	カーネーション+トルコギキョウ	70a	カーネーション 40、トルコギキョウ(抑制) 30	2.0	1.0	5,000	8,020	
11	リンドウ+コギク	110a	リンドウ(露地)50、コギク(露地)60	1.0	2.0	5,000	7,530	
12	えのきたけ	—	えのきたけ 12万本×5.5回転	1.0	1.5	5,000	8,060	
13	酪農	—	フリーストール産経牛 80頭、育成牛 40頭	1.0	2.0	5,000	8,160	
14	肉専用種肥育	—	黒毛和種常時 135頭	1.0	1.0	5,000	8,170	
15	水稲+そば	20ha	水稲 12ha、そば 8ha	2.0	0.0	3,000	5,950	中山間等条件不利地域
16	りんご	120a	(新)ふじ 50、つがる 40、シナスイート 30	1.0	0.5	3,000	3,980	中山間等条件不利地域
17	りんご+ぶどう	90a	パープル 20、シャインマスカット 20、(新)シナスイート 25、(新)ふじ 25	1.0	0.5	3,000	3,940	中山間等条件不利地域
18	トマト複合	70a	トマト(半促成)30、キュウリ(抑制)30、ホウレンソウ 10	1.0	1.0	3,000	4,290	中山間等条件不利地域
19	アスパラガス複合	700a	水稲 6.5ha、アスパラガス 50	1.0	1.5	3,000	4,060	中山間等条件不利地域
20	リンドウ+コギク	60	リンドウ(露地)30、コギク(露地)30	1.0	1.0	3,000	3,880	中山間等条件不利地域
21	えのきたけ複合	畑 120a	えのきたけ 4万本×4回転、アスパラガス(露地)120a	1.0	1.0	1,510	1,510	中山間等条件不利地域
長野市営農類型 平坦地 14 中山間地 7 合計21累計								

旧								
3 農業経営指標 (単位：a (ha)、人、千円)								
NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲	19ha	水稲 19ha	2.0	0.0	5,310	10,620	
2	水稲+小麦+大豆	21ha	水稲 12.6ha、小麦 8.4ha、大豆 8.4ha	2.0	0.0	4,950	9,910	
3	りんご	350a	(普)ふじ 350	1.0	1.5	5,000	8,040	(普)普通樹
4	りんご	220a	(普)ふじ 40・(新)ふじ 40、ゴールド 40、スイート 60、秋映 40	1.0	1.5	5,000	8,040	(普)普通樹 (新)新わい化
5	りんご+もも	200a	(新)ふじ 60、秋映 30、ゴールド 50、あかつき 30、川中島白桃 30	1.0	1.5	5,000	8,170	(新)新わい化
6	ぶどう+りんご	210a	パープル 40、巨峰(無核)40、(露地)80、(新)シナゴールド 50	1.0	1.5	5,000	8,040	(新)新わい化
7	りんご+アスパラガス	260a	(普)ふじ 70・(新)ふじ 80、スイート 60、アスパラガス 50	1.0	1.5	5,000	8,120	(普)普通樹 (新)新わい化
8	きゅうり	70a	半促成 20、夏秋 30、抑制 20	1.0	1.5	5,000	8,040	
9	いちご(夏秋)	30a	夏秋(高設) 30	2.0	0.5	5,000	8,160	
10	カーネーション+トルコギキョウ	70a	カーネーション 40、トルコギキョウ(抑制) 30	2.0	1.0	5,000	8,020	
11	リンドウ+コギク	110a	リンドウ(露地)50、コギク(露地)60	1.0	2.0	5,000	7,530	
12	えのきたけ	—	えのきたけ 12万本×5.5回転	1.0	1.5	5,000	8,060	
13	酪農	—	フリーストール産経牛 80頭、育成牛 40頭	1.0	2.0	5,000	8,160	
14	肉専用種肥育	—	黒毛和種常時 135頭	1.0	1.0	5,000	8,170	
15	水稲+そば	20ha	水稲 12ha、そば 8ha	2.0	0.0	3,000	5,950	中山間等条件不利地域
16	りんご	120a	(新)ふじ 50、つがる 40、シナスイート 30	1.0	0.5	3,000	3,980	中山間等条件不利地域
17	りんご+ぶどう	90a	ナガノパープル(雨よけ)40、(新)シナスイート 25、(新)ふじ 25	1.0	0.5	3,000	3,940	中山間等条件不利地域
18	トマト複合	70a	トマト(半促成)30、キュウリ(抑制)30、ホウレンソウ 10	1.0	1.0	3,000	4,290	中山間等条件不利地域
19	アスパラガス複合	700a	水稲 6.5ha、アスパラガス 50	1.0	1.5	3,000	4,060	中山間等条件不利地域
20	リンドウ+コギク	60	リンドウ(露地)30、コギク(露地)30	1.0	1.0	3,000	3,880	中山間等条件不利地域
21	えのきたけ複合	畑 120a	えのきたけ 4万本×4回転、アスパラガス(露地)120a	1.0	1.0	1,510	1,510	中山間等条件不利地域
長野市営農類型 平坦地 14 中山間地 7 合計21累計								

新		旧	
○生産方式及び経営改善のポイント			
区分	内容	生産方式	旧
米	<ul style="list-style-type: none"> ・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米の生産 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減 	水 稲	： 中型機械化作業体系、品種構成の適正化、良質米栽培、施肥配分技術、減農薬、適期収穫
麦・大豆・そば	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大 ・主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を向上 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上 	麦、大豆	： 中型機械化作業体系、排水対策、適期収穫
りんご	<ul style="list-style-type: none"> ・省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の導入 	そ ば	： 収量を高める栽培技術の徹底、堆肥の施用
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の導入 ・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化 ・気象変動に対応する雨除け・かん水施設の導入 ・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入 	り ん ご	： ふじ偏重の是正、オリジナル品種の導入、品種構成の適正化、新しい化栽培(M.9ナガノ等の利用)、適正着果、訪花昆虫利用、性フェロモン利用
もも	<ul style="list-style-type: none"> ・高糖度な品種への転換と面積拡大 ・改植による樹園地の若返り ・疎植低樹高仕立て栽培 	ぶ ど う	： オリジナル品種の導入、無核品種、品種構成の適正化
レタス	<ul style="list-style-type: none"> ・夏秋期でのシェア維持・適正生産と高品質流通のための施設整備 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくり ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくり 	も も	： 低樹高栽培、斜立主幹形仕立、団地化の推進
はくさい	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に見合った適正生産・適正出荷と高品質流通のための施設整備 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくり 	葉 洋 菜	： 耐病性品種の導入、全面マルチ移植栽培、全自動移植機、半自動収穫機、大型機械化作業体系、輪作体系
キャベツ	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、はくさいの転換品目として導入 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくり ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくり 	アスパラガス	： 半促成長期どり作型、複合作目の導入、防除機の導入
ブロッコリー	<ul style="list-style-type: none"> ・標高差を活かしたリレー出荷体系を推進 ・氷詰めによる高品質な出荷等を拡大 ・水稲、はくさいの転換品目として導入 	ト マ ト	： 養液土耕、マルハナバチ利用、選果機、出荷規格の簡素化、省力品種の導入
アスパラ	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理 ・施設化による病害対応と多収穫化 	き ゆ う り	： セル成型接ぎ木苗利用、養液土耕、出荷規格の簡素化、省力品種の導入
		い ち ご	： 養液栽培、無人防除機、天敵利用
		カーネーション	： 灌水同時施肥(養液土耕)栽培、無人防除機、選花機、長期切り作型、疎植栽培、ヒートポンプの導入
		トルコギキョウ	： オリジナル品種の導入、作型分化
		キ ャ ク	： 夏8・9月咲き、秋ギク切り花品質向上、共選共販推進
		リ ン ド ウ	： 刈割新品種の導入、品種組み合わせ、水田転換品目
		えのきたけ	： 大口径ビン、施設周年栽培、作業自動化、1株包装
		酪 農	： フリーストール方式、通年サイレージ給与、TMR技術、牛群検定・牛群ドック
		肉 専 用	： パイプハウス畜舎、高能力種雄牛の活用、育種価に基づく優良肥育素牛の選定・導入
			注1) 長野県農業経営指標を参考にした。

新		旧
	<ul style="list-style-type: none"> ・一年養成苗等の活用による短期成園化 ・新規栽培者の確保・育成 	
トマト	<ul style="list-style-type: none"> ・養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培 ・新規栽培者の確保・育成 ・土地利用型法人・集落営農組織等を新たな担い手として、水田を活用したジュース用トマトの契約取引の確保 	
きゅうり	<ul style="list-style-type: none"> ・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の確保・育成 	
夏秋いちご	<ul style="list-style-type: none"> ・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等IPM技術の導入による減農薬、省力化 	
キク	<ul style="list-style-type: none"> ・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期（8月盆、9月彼岸等）出荷 ・業務用コギク・洋マムの生産拡大 ・量販向けバック花等用途別生産 ・定植機や選花機等の導入による規模拡大 	
カーネーション	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化 ・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加 ・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定 	
トルコギキョウ	<ul style="list-style-type: none"> ・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加（9月下旬～11月） ・用途に応じた品種選定 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくり 	
えのきたけ	<ul style="list-style-type: none"> ・きのご経営体の経営管理力の強化 ・生産量に見合った雇用労働力の調整 ・LED照明等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底 	
乳用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上 ・性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖牛や産乳性の向上 	
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農業の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産 	
注1) 長野県農業経営指標を参考にした。		

新	旧
<p>第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</p> <p>(経営体の所得目標についてはP4へ移動)</p> <p>1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</p> <p>(1) 生産方式 本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進<u>めます</u>。</p> <p>(2) 経営管理の方法 経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図<u>ります</u>。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進<u>します</u>。</p> <p>(3) 農業従事の態様等 農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間(2,000時間)の実現を目指<u>します</u>。 また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上と<u>します</u>。</p>	<p>第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標</p> <p>1 経営体の所得目標 本指標は、地域の優良事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものである。 青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいものがある。 このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模、就農時の生活に関する所得水準等を勘案し、年間農業所得を250万円程度とする。</p> <p>2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</p> <p>(1) 生産方式 本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進<u>める</u>。</p> <p>(2) 経営管理の方法 経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図<u>る</u>。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進<u>する</u>。</p> <p>(3) 農業従事の態様等 農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間(2,000時間)の実現を目指<u>す</u>。 また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上と<u>する</u>。</p>

新

2 農業経営の指標 (新規就農) (単位: a、人、千円)

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	果樹(もも+りんご)+ 水稲	150a	あかつき 20a、川中島白桃 20a、シナスイート 20a、ふじ 20a、水稲 70a	1.0	1.0	2,500	3,100	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	果樹(りんご専作)	100a	つがる 30a、シナスイート 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新しい化
3	果樹複合 (りんご+ぶどう)	60a	シナスイート 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、ナガハール 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新しい化
4	果樹複合(りんご+もも+ブルーベリー)	100a	つがる 20a、シナスイート 20a、ふじ 40a、白鳳 10a、ブルーベリー 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新しい化
5	果樹・野菜複合 (ぶどう+アスパラガス)	75a	無核巨峰 30a、ナガハール 15a、シャインマスカット 10a、アスパラガス(半促成) 20a	1.0	1.0	2,500	3,200	アスパラは5/中で収穫を切り上げる
6	果樹・野菜複合 (りんご+ミニトマト)	95a	つがる 20a、シナスイート 30a、ふじ 40a、ミニトマト 5a	1.0	1.0	2,600	3,200	りんごは新しい化
7	野菜(夏秋いちご専作)	20a	夏秋イチゴ(高設) 20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
8	野菜複合 (トマト+きゅうり)	55a	トマト(雨よけ) 15a、 キュウリ(半促成 20a→抑制 20a)	1.0	1.0	2,500	3,500	
9	花き(きく施設+露地)	55a	施設(7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a)、露地(9月出荷 25a)	1.0	1.0	2,500	3,700	

新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。

1 施設・機械投資の低減

- 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。
- やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。
- 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。
- 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。
- 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましいです。
- 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。
- 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。

2 経営管理及び生産方式

経営発展の方向性や生産方式は、第1の4の(2)及び第2の3に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。

注1) 本指標は、長野県農業経営指標を参考にした。

旧

3 農業経営指標 (新規就農計画) (単位: a、人、千円)

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	果樹(もも+りんご)+ 水稲	150a	あかつき 20a、川中島白桃 20a、シナスイート 20a、ふじ 20a、水稲 70a	1.0	1.0	2,500	3,100	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	果樹(りんご専作)	100a	つがる 30a、シナスイート 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新しい化
3	果樹複合 (りんご+ぶどう)	60a	シナスイート 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、ナガハール 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新しい化
4	果樹複合(りんご+もも+ブルーベリー)	100a	つがる 20a、シナスイート 20a、ふじ 40a、白鳳 10a、ブルーベリー 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新しい化
5	果樹・野菜複合 (ぶどう+アスパラガス)	75a	無核巨峰 30a、ナガハール 15a、シャインマスカット 10a、アスパラガス(半促成) 20a	1.0	1.0	2,500	3,200	アスパラは5/中で収穫を切り上げる
6	果樹・野菜複合 (りんご+ミニトマト)	95a	つがる 20a、シナスイート 30a、ふじ 40a、ミニトマト 5a	1.0	1.0	2,600	3,200	りんごは新しい化
7	野菜(夏秋いちご専作)	20a	夏秋イチゴ(高設) 20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
8	野菜複合 (トマト+きゅうり)	55a	トマト(雨よけ) 15a、 キュウリ(半促成 20a→抑制 20a)	1.0	1.0	2,500	3,500	
9	花き(きく施設+露地)	55a	施設(7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a)、露地(9月出荷 25a)	1.0	1.0	2,500	3,700	

新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努める。

1 施設・機械投資の低減

- 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。
- やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。
- 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。
- 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努める。
- 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましい。
- 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。
- 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。

2 経営管理及び生産技術

経営発展の方向性や生産方式は、第1の4の(2)及び第2の3に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。

注1) 本指標は、長野県農業経営指標を参考として設定した。

新	旧																		
<p>第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度<u>になります。</u></p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平坦地</td> <td>50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中山間地</td> <td>35%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 農用地の面的にまとまった形での利用集積についての目標 効率的経営体の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要<u>です。</u> このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、利用権設定等促進事業<u>及び</u>農地中間管理事業等による農用地の面的集積の促進に努めるものと<u>します。</u></p> <p>(注) 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める面積には、基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。 2 目標年次は<u>令和10年度</u>とする。</p> <p>2 農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状 長野市の平坦部においては、水稲・野菜を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んで<u>います。しかし、</u>経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞して<u>います。</u></p>	地域名	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考	平坦地	50%		中山間地	35%		<p>第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度<u>である。</u></p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平坦地</td> <td>50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中山間地</td> <td>35%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 農用地の面的にまとまった形での利用集積についての目標 効率的経営体の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要<u>である。</u> このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、利用権設定等促進事業、<u>農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業</u>等による農用地の面的集積の促進に努めるものと<u>する。</u></p> <p>(注) 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める面積には、基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。 2 目標年次は<u>平成34年</u>とする。</p> <p>2 農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状 長野市の平坦部においては、水稲・野菜を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んで<u>いるが、</u>経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞して<u>いる。</u> また、長野市の山間部では、水稲・果樹を中心とした農業が行われて<u>いるが、</u>農業</p>	地域名	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考	平坦地	50%		中山間地	35%	
地域名	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考																	
平坦地	50%																		
中山間地	35%																		
地域名	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考																	
平坦地	50%																		
中山間地	35%																		

新	旧
<p>また、長野市の山間部では、水稻・果樹を中心とした農業が行われて<u>いますが</u>、農業従事者の高齢化が進んで<u>います</u>。</p> <p>(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン</p> <p>今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想<u>されます</u>。</p> <p>このため、担い手育成及び、各地区の「人・農地プラン」等に基づき、担い手経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進<u>します</u>。</p> <p>地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることと<u>します</u>。</p> <p>ア 平野部については、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業を積極的に活用し、優良農地の有効的な活用を推進<u>します</u>。</p> <p>イ 中山間地域については、更に高齢化が進むことが予想されるため、軽作業・軽量で収入を得られる品目等を選定し団地化して農地利用を促進<u>します</u>。</p> <p>また、関係機関とともに以下の施策・事業の実施を<u>図ります</u>。</p> <p>(3) 関係団体等との連携体制</p> <p>農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、長野市農業再生協議会を活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担の<u>もとで</u>、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組<u>み</u>を促進<u>します</u>。</p> <p>その際、長野市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組<u>み</u>が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講<u>じます</u>。</p> <p>また、農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積対象者との協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図るため、長野市農業再生協議会において関係機関が連携して、利用集積対象者との協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図<u>ります</u>。</p>	<p>従事者の高齢化が進んで<u>いる</u>。</p> <p>(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン</p> <p>今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想さ<u>れる</u>。</p> <p>このため、担い手育成及び、各地区の「人・農地プラン」等に基づき、担い手経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進<u>する</u>。</p> <p>地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることと<u>する</u>。</p> <p>ア 平野部については、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業と<u>農地利用集積円滑化事業</u>を積極的に活用し、優良農地の有効的な活用を推進<u>する</u>。</p> <p>イ 中山間地域については、更に高齢化が進むことが予想されるため、軽作業・軽量で収入を得られる品目等を選定し団地化して農地利用を促進<u>する</u>。</p> <p>また、関係機関とともに以下の施策・事業の実施を<u>図っていく</u>。</p> <p>(3) 関係団体等との連携体制</p> <p>農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、<u>長野市農業支援センター及び</u>、長野市農業再生協議会を活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担の<u>下</u>、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進<u>する</u>。</p> <p>その際、長野市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講<u>ずる</u>。</p> <p>また、農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積対象者との協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図るため、<u>長野市農業支援センター</u>、長野市農業再生協議会において、<u>関係機関が連携して</u>、利用集積対象者との協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図<u>る</u>。</p>

新	旧
<p>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>長野市は、長野県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の<u>推進方針</u>に定められた方向に即しつつ、長野市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組<u>みます</u>。</p> <p>長野市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行<u>います</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定等促進事業 ・農地中間管理事業の実施を促進する事業 ・<u>農地利用集積円滑化事業に関する事項</u> ・農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ・<u>農業協同組合・長野市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u> ・農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ・その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 <p>これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものと<u>します</u>。</p> <p>ア 北部地域及び西部地域については、中山間地の傾斜地で農業従事者の高齢化が進行し農業後継者が不足していることから、農業経営の改善を図るために必要な農業後継者の養成及び確保を促進する事業を重点的に実施するものと<u>します</u>。</p> <p>イ 平坦地である南部地域・南東部地域・中心市街地及び周辺平坦部地域については、水田・果樹園・野菜畑を中心に基盤整備を促進し、農作業の受委託を含め担い手に利用集積を進めるため利用権設定等促進事業を重点に実施するものと<u>します</u>。</p> <p>特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手が連担的な条件化で効率的な生産が行えるように<u>努めます</u>。更に、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導<u>や</u>助言を行<u>います</u>。</p> <p>以下、各個別事業ごとに述<u>べます</u>。</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p> <p>(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件</p> <p>ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は<u>農地所有適格法人</u>（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する<u>農地所有適格法人</u>をいう。）が利用権の設定</p>	<p>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>長野市は、長野県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の<u>実施に関する基本的な事項</u>に定められた方向に即しつつ、長野市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組<u>む</u>。</p> <p>長野市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行<u>う</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定等促進事業 ・農地中間管理事業の実施を促進する事業 ・<u>農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業</u> ・農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ・<u>委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業</u> ・農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ・その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 <p>これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものと<u>する</u>。</p> <p>ア 北部地域及び西部地域については、中山間地の傾斜地で農業従事者の高齢化が進行し農業後継者が不足していることから、農業経営の改善を図るために必要な農業後継者の養成及び確保を促進する事業を重点的に実施するものと<u>する</u>。</p> <p>イ 平坦地である南部地域・南東部地域・中心市街地及び周辺平坦部地域については水田・果樹園・野菜畑を中心に基盤整備を促進し、農作業の受委託を含め担い手に利用集積を進めるため利用権設定等促進事業を重点に実施するものと<u>する</u>。</p> <p>特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手が連担的な条件化で効率的な生産が行えるように<u>努める</u>。更に、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、<u>助言を行</u>う。</p> <p>以下、各個別事業ごとに述<u>べる</u>。</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p> <p>(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件</p> <p>ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は<u>農業生産法人</u>（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する<u>農業生産法人</u>をいう。）が利用権の設定等を受け</p>

新	旧
<p>等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。</p> <p>(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件のすべて（<u>農地所有適格法人</u>にあつては、a、d 及び e に掲げる要件のすべて）を備えること。</p> <p>a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。</p> <p>d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（<u>農地所有適格法人</u>にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいると認められること。</p> <p>e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。</p> <p>(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p> <p>(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。</p> <p>イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの a 及び b に掲げる要件（<u>農地所有適格法人</u>にあつては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、<u>概ね</u>利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものと<u>しま</u><u>す。</u></p> <p>ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行</p>	<p>た後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。</p> <p>(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件のすべて（<u>農業生産法人</u>にあつては、a、d 及び e に掲げる要件のすべて）を備えること。</p> <p>a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。</p> <p>d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（<u>農業生産法人</u>にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいると認められること。</p> <p>e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。</p> <p>(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p> <p>(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。</p> <p>イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの a 及び b に掲げる要件（<u>農業生産法人</u>にあつては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、<u>おおむね</u>利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものと<u>す</u><u>る。</u></p> <p>ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行</p>

新	旧
<p>う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の <u>50</u> 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところに<u>よります。</u></p> <p>エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものと<u>します。</u></p> <p>(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>(イ) 長野市長への確約書の提出や長野市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>オ <u>農地所有適格法人</u>の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該<u>農地所有適格法人</u>に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものと<u>します。</u></p> <p>ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該<u>農地所有適格法人</u>に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものと<u>します。</u></p> <p>カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりと<u>します。</u></p> <p>(2) 利用権の設定等の内容</p> <p>利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同</p>	<p>う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の <u>31</u> 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、<u>法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は</u>独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、<u>農地利用集積円滑化団体</u>又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところに<u>よる。</u></p> <p>エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものと<u>する。</u></p> <p>(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>(イ) 長野市長への確約書の提出や長野市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>オ <u>農業生産法人</u>の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該<u>農業生産法人</u>に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものと<u>する。</u></p> <p>ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該<u>農業生産法人</u>に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものと<u>する。</u></p> <p>カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりと<u>する。</u></p> <p>(2) 利用権の設定等の内容</p> <p>利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同</p>

新	旧
<p>じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりと<u>します。</u></p> <p>(3) 開発を伴う場合の処置</p> <p>ア 長野市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出さ<u>せ</u>ます。</p> <p>イ 長野市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進<u>め</u>ます。</p> <p>(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。</p> <p>(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可できるものであること。</p> <p>(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可できるものであること。</p> <p>(4) 農用地利用集積計画の策定期期</p> <p>ア 長野市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定<u>め</u>ます。</p> <p>イ 長野市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものと<u>し</u>ます。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定<u>め</u>ます。</p> <p>(5) 要請及び申出</p> <p>ア 長野市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結</p>	<p>じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりと<u>す</u>る。</p> <p>(3) 開発を伴う場合の処置</p> <p>ア 長野市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、<u>農地利用集積円滑化団体</u>及び農地中間管理機構を除く)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出さ<u>せ</u>る。</p> <p>イ 長野市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進<u>め</u>る。</p> <p>(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。</p> <p>(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可できるものであること。</p> <p>(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可できるものであること。</p> <p>(4) 農用地利用集積計画の策定期期</p> <p>ア 長野市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定<u>め</u>る。</p> <p>イ 長野市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものと<u>す</u>る。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定<u>め</u>る。</p> <p>(5) 要請及び申出</p> <p>ア 長野市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結</p>

新	旧
<p>果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、長野市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することが<u>できます</u>。</p> <p>イ 長野市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることが<u>できます</u>。</p> <p>ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることが<u>できます</u>。</p> <p>(削除)</p> <p>エ イから<u>ウ</u>に定める申出を行う場合において、（４）のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものと<u>します</u>。</p> <p>(6) 農用地利用集積計画の作成</p> <p>ア 長野市は、（５）のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定め<u>ます</u>。</p> <p>イ 長野市は、（５）のイから<u>ウ</u>の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものと<u>します</u>。</p> <p>ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、長野市は農用地利用集積計画を定めることが<u>できます</u>。</p>	<p>果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、長野市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することが<u>できる</u>。</p> <p>イ 長野市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることが<u>できる</u>。</p> <p>ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることが<u>できる</u>。</p> <p>エ <u>長野市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農地利集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</u></p> <p>オ イから<u>エ</u>に定める申出を行う場合において、（４）のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものと<u>する</u>。</p> <p>(6) 農用地利用集積計画の作成</p> <p>ア 長野市は、（５）のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定め<u>る</u>。</p> <p>イ 長野市は、（５）のイから<u>エ</u>の規定による<u>農地利集積円滑化団体</u>、農地利集積改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農地利集積計画を定めるものと<u>する</u>。</p> <p>ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、長野市は農用地利用集積計画を定めることが<u>できる</u>。</p>

新	旧
<p>エ 長野市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するように<u>します。</u></p> <p>（７）農用地利用集積計画の内容 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものと<u>します。</u> なお、カの（ウ）に掲げる事項については、（１）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものと<u>します。</u></p> <p>ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所</p> <p>イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（（１）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）</p> <p>ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所</p> <p>エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては、<u>農業の経営の委託者に</u>帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係</p> <p>オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係</p> <p>カ アに規定する者が（１）の（エ）に該当する者である場合には、次に掲げる事項 （ア） その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件</p>	<p>エ 長野市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するように<u>する。</u></p> <p>（７）農用地利用集積計画の内容 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものと<u>する。</u> なお、カの（ウ）に掲げる事項については、（１）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものと<u>する。</u></p> <p>ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所</p> <p>イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（（１）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）</p> <p>ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所</p> <p>エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係</p> <p>オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係</p> <p>カ アに規定する者が（１）の（エ）に該当する者である場合には、次に掲げる事項 （ア） その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件</p>

新	旧
<p>(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について長野市長に報告しなければならない旨</p> <p>(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 b 原状回復の費用の負担者 c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め <p>キ アに規定する者の農業経営の状況</p> <p>(8) 同意 長野市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとします。</p> <p>ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとします。</p> <p>(9) 公告 長野市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を長野市の掲示板への掲示により公告します。</p> <p>(10) 公告の効果 長野市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとします。</p>	<p>(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について長野市長に報告しなければならない旨</p> <p>(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 b 原状回復の費用の負担者 c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め <p>キ アに規定する者の農業経営の状況</p> <p>(8) 同意 長野市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。</p> <p>ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。</p> <p>(9) 公告 長野市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を長野市の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>(10) 公告の効果 長野市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。</p>

新	旧
<p>(11) 利用権の設定等を受けた者の責務 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければ<u>なりません。</u></p> <p>(12) 紛争の処理 長野市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に<u>努めます。</u></p> <p>(13) 農業委員会への報告 長野市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第 16 条の 2）があった場合は、その写しを長野市農業委員会に提出するものと<u>します。</u></p> <p>(14) 農用地利用集積計画の取消し等 ア 長野市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものと<u>します。</u> (ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 (イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。 (ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 イ 長野市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものと<u>します。</u> (ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p>	<p>(11) 利用権の設定等を受けた者の責務 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければ<u>ならない。</u></p> <p>(12) 紛争の処理 長野市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に<u>努める。</u></p> <p>(13) 農業委員会への報告 長野市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第 16 条の 2）があった場合は、その写しを長野市農業委員会に提出するものと<u>する。</u></p> <p>(14) 農用地利用集積計画の取消し等 ア 長野市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものと<u>する。</u> (ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 (イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。 (ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 イ 長野市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものと<u>する。</u> (ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p>

新	旧
<p>(イ) (ア)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>ウ 長野市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を長野市の公報に記載することその他所定の手段により公告<u>します。</u></p> <p>エ 長野市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものと<u>みなします。</u></p> <p>オ 長野市農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものと<u>します。</u>長野市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、<u>長野市農業公社</u>又は(公財)長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものと<u>します。</u></p>	<p>(イ) (ア)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>ウ 長野市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を長野市の公報に記載することその他所定の手段により公告<u>する。</u></p> <p>エ 長野市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものと<u>みなす。</u></p> <p>オ 長野市農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて<u>農地利用集積円滑化事業又は</u>農地中間管理事業の活用を図るものと<u>する。</u>長野市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、<u>農地利用集積円滑化団体</u>又は(公財)長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものと<u>する。</u></p>
<p>2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 長野市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う(公財)長野県農業開発社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図り<u>ます。</u></p> <p>(2) 長野市、農業委員会、農業協同組合、<u>長野市農業公社</u>は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供等の事業の協力を行うものと<u>します。</u></p>	<p>2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(2) 長野市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う(公財)長野県農業開発社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る<u>。</u></p> <p>(2) 長野市、農業委員会、農業協同組合、<u>農地利用集積円滑化団体</u>は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供等の事業の協力を行うものと<u>する。</u></p>
<p>3 農地利用集積円滑化事業に関する事項</p> <p><u>農地利用集積円滑化事業については、法の改正により、農地中間管理事業との統合が進められることになりました。長野市、長野市農業公社及び農地中間管理機構は円滑な統合に向け調整を進めるとともに、統合までの移行期間中は、適切な運用を図るものとします。</u></p>	<p>3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) <u>長野市は、長野市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>長野市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進<u>します。</u></p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものと<u>します。</u></p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものと<u>します。</u></p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p> <p>ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものと<u>します。</u></p> <p>(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p> <p>(イ) 農用地利用改善事業の実施区域</p> <p>(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p> <p>(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>(カ) その他必要な事項</p> <p>イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものと<u>します。</u></p>	<p><u>(2) 長野市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農業支援センター、長野市農業再生協議会等は、情報の提供及び事業の協力をを行い、農地利用集積円滑化団体と連携して農地利用集積円滑化事業を促進するものとする。</u></p> <p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>長野市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進<u>する。</u></p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものと<u>する。</u></p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものと<u>する。</u></p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p> <p>ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものと<u>する。</u></p> <p>(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p> <p>(イ) 農用地利用改善事業の実施区域</p> <p>(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p> <p>(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>(カ) その他必要な事項</p> <p>イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものと<u>する。</u></p>

新	旧
<p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>ア (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を長野市に提出して、農用地利用規程について長野市の認定を受けることが<u>できるものとします。</u></p> <p>イ 長野市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定を<u>します。</u></p> <p>(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(ウ) (4) のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること</p> <p>(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p> <p>ウ 長野市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を長野市の掲示板への掲示により公告<u>します。</u></p> <p>エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用<u>します。</u></p> <p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号)第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることが<u>できるものとします。</u></p> <p>イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほ</p>	<p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>ア (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を長野市に提出して、農用地利用規程について長野市の認定を受けることが<u>できる。</u></p> <p>イ 長野市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定を<u>する。</u></p> <p>(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(ウ) (4) のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること</p> <p>(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p> <p>ウ 長野市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を長野市の掲示板への掲示により公告<u>する。</u></p> <p>エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用<u>する。</u></p> <p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号)第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることが<u>できる。</u></p> <p>イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほ</p>

新	旧
<p>か、次の事項を定めるものと<u>します。</u></p> <p>(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所</p> <p>(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標</p> <p>(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項</p> <p>ウ 長野市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定を<u>します。</u></p> <p>(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。</p> <p>(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。</p> <p>エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみな<u>します。</u></p> <p>(7) 農用地利用改善団体の勸奨等</p> <p>ア (5)のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することが<u>できます。</u></p> <p>イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものと<u>します。</u></p> <p>ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の</p>	<p>か、次の事項を定めるものと<u>する。</u></p> <p>(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所</p> <p>(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標</p> <p>(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項</p> <p>ウ 長野市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定を<u>する。</u></p> <p>(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。</p> <p>(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。</p> <p>エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみな<u>す。</u></p> <p>(7) 農用地利用改善団体の勸奨等</p> <p>ア (5)のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することが<u>できる。</u></p> <p>イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものと<u>する。</u></p> <p>ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の</p>

新	旧
<p>程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものと<u>します。</u></p>	<p>程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものと<u>する。</u></p>
<p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>ア 長野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に<u>努めます。</u></p> <p>イ 長野市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、<u>農業農村支援センター</u>、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構((公財)長野県農業開発公社)、<u>長野市農業公社</u>等の指導、助言を求めてきたときは、長野市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるように<u>努めます。</u></p>	<p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>ア 長野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に<u>努める。</u></p> <p>イ 長野市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、<u>農業改良普及センター</u>、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構((公財)長野県農業開発公社)、<u>農地利用集積円滑化団体</u>等の指導、助言を求めてきたときは、<u>長野市農業支援センター及び</u>、長野市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるように<u>努める。</u></p>
<p>5 農業協同組合・長野市農業公社が<u>行う</u>農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行なう農作業の実施の促進に関する事項</p>	<p>5 農業協同組合・長野市農業公社が<u>行なう</u>農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行なう農作業の実施の促進に関する事項</p>
<p>(1) 農作業の受委託の促進</p> <p>長野市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図<u>ります。</u></p> <p>ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進</p> <p>イ 効率的な農作業の受託事業を<u>行う</u>生産組織又は農家群の育成</p> <p>ウ 農作業、機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及促進</p> <p>エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化</p> <p>オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進</p>	<p>(1) 農作業の受委託の促進</p> <p>長野市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図<u>る。</u></p> <p>ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進</p> <p>イ 効率的な農作業の受託事業を<u>行なう</u>生産組織又は農家群の育成</p> <p>ウ 農作業、機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及促進</p> <p>エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化</p> <p>オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進</p>
<p>(2) 農業協同組合・長野市農業公社による農作業の受委託のあっせん等</p>	<p>(3) 農業協同組合・長野市農業公社による農作業の受委託のあっせん等</p>

新	旧
<p>農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、<u>長野市農業公社</u>と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものと<u>します。</u></p> <p>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 長野市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組<u>みます。</u>このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進<u>します。</u></p> <p>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 長野市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものと<u>します。</u> ア 長野市は、<u>県営農地中間管理機構関連農地整備事業綿内東町地区（令和元年度～令和 5 年度）、県営畑地帯総合土地改良事業川田長原地区（平成 30 年度～令和 4 年度）等による農業生産基盤整備の促進を通じて、生産性を向上させるとともに、担い手に農地の集積・集約化を推進し、</u>効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図<u>ります。</u> イ 長野市は、中山間地域を主体とした農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努<u>めます。</u> ウ 長野市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものと<u>します。</u> (2) 推進体制等 ア 事業推進体制等 長野市は、農業委員会、<u>農業農村支援センター</u>、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、<u>長野市農業公社</u>その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策に検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、研究・検討を行うものと<u>します。</u></p>	<p>農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、<u>農地利用集積円滑化団体</u>と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものと<u>する。</u></p> <p>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 長野市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組<u>む。</u>このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進<u>する。</u></p> <p>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 長野市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものと<u>する。</u> ア 長野市は、<u>清野地区県営圃場整備事業（昭和 63 年度～平成 8 年度）、河東地区県営かんがい排水事業（昭和 55 年度～平成 10 年度）等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、りんご集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、</u>効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図<u>る。</u> イ 長野市は、中山間地域を主体とした農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努<u>める。</u> ウ 長野市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものと<u>する。</u> (2) 推進体制等 ア 事業推進体制等 長野市は、農業委員会、<u>農業改良普及センター</u>、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、<u>農地利用集積円滑化団体</u>その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策に検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、研究・検討を行うものと<u>する。</u></p>

新	旧
<p>また、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>イ 農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び<u>長野市農業公社</u>は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、長野市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、長野市は、このような協力の推進に配慮<u>します</u>。</p>	<p>また、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>イ 農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び<u>農地利用集積円滑化団体</u>は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、<u>長野市農業支援センター及び、</u>長野市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、長野市は、このような協力の推進に配慮<u>する</u>。</p>

新	旧
(削除)	<p>第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項</p> <p>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</p> <p><u>長野市においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散化傾向にあり、必ずしも農地を効率的に利用できる状況にない。</u></p> <p><u>今後は更に農業従事者の高齢化が進むことが予想されることから、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高めることが重要となっている。</u></p> <p><u>農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手や農地の利用に関する各種情報に精通していること、③農地の利用調整活動など円滑化団体としての業務を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする</u></p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</p> <p><u>長野市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は長野市全域とする。</u></p> <p><u>ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。</u></p> <p>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</p> <p><u>農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>ア 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p><u>(ア) 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む)</u></p> <p><u>(イ) その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項</u></p> <p>イ 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p><u>(ア) 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項</u></p> <p><u>(イ) 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項</u></p>

新	旧
	<p><u>(ウ) 農用地等の管理に関する事項</u></p> <p><u>(エ) その他農地売買等事業の実施方法に関する事項</u></p> <p><u>ウ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ 事業実施地域に関する事項</u></p> <p><u>オ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、長野県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</u></p> <p><u>カ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項</u></p> <p><u>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</u></p> <p><u>ア 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、長野市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、長野市から承認を得るものとする。</u></p> <p><u>イ 長野市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、アの承認をするものとする。</u></p> <p><u>(ア) 基本構想に適合するものであること。</u></p> <p><u>(イ) 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</u></p> <p><u>(エ) 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。</u></p> <p><u>a 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。</u></p> <p><u>b 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。</u></p> <p><u>c 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。</u></p>

新	旧
	<p><u>d aからcに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。</u></p> <p><u>e 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、長野県農業会議、長野市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。</u></p> <p><u>f 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げるものであること。</u></p> <p><u>g 規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。</u></p> <p><u>ウ 長野市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程についてアの承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</u></p> <p><u>エ 長野市は、アの承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を長野市の公報等への記載により公告する。</u></p> <p><u>オ アからエまでの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。</u></p> <p><u>カ ウ及びエの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。</u></p> <p><u>(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等</u></p> <p><u>ア 長野市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。</u></p> <p><u>イ 長野市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</u></p> <p><u>ウ 長野市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当すると</u></p>

新	旧
	<p><u>きは、(2)のアの規定による承認を取消することができる。</u></p> <p><u>(ア) 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。</u></p> <p><u>(イ) 農地利用集積円滑化団体がアの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u></p> <p><u>(ウ) 農地利用集積円滑化団体がイの規定による命令に違反したとき。</u></p> <p><u>エ 長野市は、ウの規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を長野市の公報等への記載により公告する。</u></p> <p><u>(4) 長野市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。</u></p> <p><u>ア 長野市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>イ 長野市がアの規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、長野市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。</u></p> <p><u>ウ アに規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)のイに掲げる要件に該当するものとする。</u></p> <p><u>エ 長野市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。</u></p> <p><u>オ 長野市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を長野市の公報等への記載により公告する。</u></p> <p><u>カ エ及びオの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。</u></p> <p><u>(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方</u></p>

新	旧
	<p><u>認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。</u></p> <p>(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</p> <p><u>ア 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。</u></p> <p><u>イ 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。</u></p> <p><u>ウ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。</u></p> <p><u>(ウ) 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。</u></p> <p><u>エ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。</u></p> <p><u>オ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。</u></p>

新	旧
	<p><u>この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。</u></p> <p><u>(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準</u></p> <p><u>ア 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。</u></p> <p><u>イ 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。</u></p> <p><u>(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項</u></p> <p><u>ア 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の 実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>イ 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。</u></p> <p><u>ウ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、長野県農業大学校、長野県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</u></p> <p><u>農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。</u></p> <p><u>(10) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方</u></p> <p><u>県農業開発公社、農地利用集積円滑化団体や農業関係団体との連携を図るとともに、事業制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供等に努め、農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業の一体的な推進を図るものとする。</u></p>

新	旧
<p>第5 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものと<u>します。</u></p> <p>附 則 この基本構想は、平成7年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想の第5は、平成10年7月17日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想の第5は、平成11年2月8日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成14年4月12日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成17年7月5日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成19年8月15日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この基本構想は、令和2年9月14日から施行する。</u></p>	<p>第6 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものと<u>する。</u></p> <p>附 則 この基本構想は、平成7年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想の第5は、平成10年7月17日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想の第5は、平成11年2月8日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成14年4月12日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成17年7月5日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成19年8月15日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。</p>

新	旧
<p>別紙1（第4の1（1）力関係）</p> <p>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p>（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）</p> <p>○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">・・・法第18条第3項第2号イ掲げる事項</p> <p>○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）</p> <p>○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6</p>	<p>別紙1（第4の1（1）力関係）</p> <p>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p>（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）</p> <p>○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">・・・法第18条第3項第2号イ掲げる事項</p> <p>○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）</p> <p>○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6</p>

新	旧
<p>号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・その土地を効率的に利用できると認められること。</p>	<p>号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・その土地を効率的に利用できると認められること。</p>

新				旧			
別紙2（第4の1（2）関係） I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合				別紙2（第4の1（2）関係） I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合			
①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還	①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
<p>1、存続期間は概ね3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2、存続期間は、移転される利用権の存続期間とする。</p> <p>3、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が該当利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1、農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2、採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3、開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4、借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その</p>	<p>1、借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2、1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に特参して支払うものとする。</p> <p>3、借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、長野市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>	<p>1、存続期間は概ね3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2、存続期間は、移転される利用権の存続期間とする。</p> <p>3、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が該当利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1、農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2、採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3、開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4、借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その</p>	<p>1、借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2、1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に特参して支払うものとする。</p> <p>3、借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2、農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、長野市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

新			旧		
	金銭以外のもの定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。			金銭以外のもの定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。	

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る）の設定又は移転を受ける場合

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1、混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2、農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3、開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1、混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2、農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3、開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

新				旧			
Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合				Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合			
①存続期間	②借賃の算定基準	③損益の決裁方法	④有益費の償還	①存続期間	②借賃の算定基準	③損益の決裁方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1、作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2、1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。	Iの①に同じ。	<p>1、作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2、1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。
Ⅳ 所有権の移転を受ける場合				Ⅳ 所有権の移転を受ける場合			
①対価の算定基準	②対価の支払い方法	③所有権の移転の時期	④所有権の移転の時期	①対価の算定基準	②対価の支払い方法	③所有権の移転の時期	④所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）その価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）その価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>